平成２５年（フ）第３１８号
大阪府岸和田市田治米町250番地　府営住宅19棟103号
債務者　内宮みさ子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
大阪府阪南市緑ケ丘３丁目11番25号
債務者　永石　利文（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
大阪府泉佐野市松原３丁目２番４―103号
債務者　花岡　晃一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
大阪府和泉市府中町７丁目４番２―202号、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目10番10―３号
債務者　谷村　寛幸
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
大阪府泉佐野市長滝2099番地長滝第一住宅７―402
債務者　児玉　博行
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
奈良県生駒市東菜畑２丁目913番地９
債務者　石本　　旭
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１６号
奈良市古市町1613番地の１　第10号市営住宅第61号
債務者　川本みさと
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５５号
香川県さぬき市津田町津田1595番地１
債務者　石原　千春（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１５６号
香川県さぬき市津田町津田1595番地１
債務者　石原　美佳
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１７４号
香川県高松市香南町由佐620番地51
債務者　香西真由美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３６号
福岡県大牟田市大黒町１丁目６番地１
債務者　橋本　淳二
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３７号
福岡県大牟田市下池町29番地　医療法人静光園第二病院、住民票上の住所福岡県大牟田市大字唐船417番地　西原ハイツ101号
債務者　川原　良一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３８号
福岡県大牟田市新栄町18番地11　エビスビル302
債務者　青木　健二
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３９号
福岡県みやま市高田町江浦町202番地２
債務者　蓮尾　光代
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４３号
福岡県大牟田市大字宮崎3001番地１　ヒカリハイツＡ棟102号
債務者　原田　浩二
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４０７号
熊本市北区打越町42番16号　Ａ・Ｇ・Ｈ中野Ｂ―１号
債務者　徳丸　通成
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０９号
熊本市中央区渡鹿６丁目１番45―103号　ラヴィーコート、前住所熊本市吉原町258番地
債務者　鶴山　舞子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係